平成２１年（フ）第４１６号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目30番14号、住民票上の住所兵庫県尼崎市西大物町９番11号
破産者　富山　恵子
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４４７号
兵庫県尼崎市常吉２丁目15―８　フリーダム中村416号室、破産手続開始決定時の住所兵庫県尼崎市西昆陽２丁目９番１号　パレ武庫川プルミエール1073号
破産者　森田　良子
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４４８号
兵庫県尼崎市常吉２丁目15―８　フリーダム中村416号室、破産手続開始決定時の住所兵庫県尼崎市西昆陽２丁目９番１号　パレ武庫川プルミエール1073号
破産者　森田　貢弘
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５００号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目28番11号サンロイヤル21―301号、事業所の所在地兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目７番４―102号
破産者　春花秋灯こと　石倉　則子
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６４７号
兵庫県芦屋市呉川町４番19号
破産者　原　　知子
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９１５号
兵庫県西宮市西波止町３番３号二畠アパート
破産者　庭田　　求
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第１１１０号
熊本市出水６丁目15番35号、前住所熊本県天草市牛深町1126番地10
破産者　中野　俊逸
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６２３号
熊本市良町１丁目６番34号
破産者　前田　　止
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４２号
福島県郡山市富田町字大徳南32番地の44　セジュール99―201号
破産者　森合　孝樹
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第４２３号
新潟県新潟市中央区信濃町25番１号
破産者　田村　淑江
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５６号
新潟県新潟市東区津島屋３丁目183番地５、前住所新潟県新潟市東区豊３丁目２番21号
破産者　川上　英雄
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７号
石川県七尾市飯川町け部24番地１
破産者　上島眞知子
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第２０２号
山梨県山梨市上神内川294番地１　エムズハイツ305号
破産者　芦原　計昭
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
山梨県甲斐市竜王1134番地　小池コーポ201号室
破産者　芦原　　帝
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３５号
山梨県中央市布施3285番地１コーポ和秀202号、開始決定時の住所山梨県中央市西花輪2731番地５
破産者　高野　晴治
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
山梨県甲府市徳行４丁目１番25号　コーポＡＦＢ403
破産者　小池　巻二
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
静岡県島田市金谷栄町3568番地、旧住所静岡県菊川市牧之原2758番地の３
破産者　杉野　枝美（旧姓佐野）
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５９号
静岡県御殿場市新橋1382番地の４　グレース南Ａ205、前住所静岡県沼津市大岡2477番地の２
破産者　袴田満洲夫
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係